

笠間市告示第53号

令和8年第1回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月18日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和8年2月25日（水）

2 場 所 笠間市議会議場

令和8年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
2月25日	水	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定、施政方針 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 質疑・委員会付託（議案の一部） 〔一般質問通告締切（正午）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕 〔補正予算総括質疑通告締切（午後5時）〕
2月26日	木	休 会	議案調査
2月27日	金	休 会	総務企画委員会 予算決算委員会分科会（補正予算審査）
		休 会	予算決算委員会全体会（質疑・討論・採決）
		本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 委員長報告・質疑・討論・採決（議案の一部） 〔議会運営委員会〕
2月28日	土	休 会	
3月1日	日	休 会	
3月2日	月	休 会	総務企画委員会／予算決算委員会総務企画分科会
3月3日	火	休 会	予算決算委員会総務企画分科会
3月4日	水	休 会	教育福祉委員会／予算決算委員会教育福祉分科会
3月5日	木	休 会	予算決算委員会教育福祉分科会
3月6日	金	休 会	建設産業委員会／予算決算委員会建設産業分科会
3月7日	土	休 会	
3月8日	日	休 会	
3月9日	月	休 会	予算決算委員会建設産業分科会
3月10日	火	休 会	議事整理

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月11日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔総括質疑通告締切（正午）〕
3月12日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月13日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月14日	土	休 会	
3月15日	日	休 会	
3月16日	月	休 会	議事整理
3月17日	火	休 会	予算決算委員会全体会（質疑・討論・採決）
3月18日	水	休 会	議事整理 〔討論通告締切（正午）〕
3月19日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和8年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和8年2月25日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小菌江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礪山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程第1号

令和8年2月25日（水曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県中央環境衛生組合議会議員選挙について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第8 諮問第1号 審査請求に関する諮問について

- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）
 議案第12号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第13号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 議案第14号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
 議案第15号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第16号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
 議案第17号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第18号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
 議案第19号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算
 議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算
 議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算
 議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算

議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 施政方針について
- 日程第6 選挙第1号 茨城県中央環境衛生組合議会議員選挙について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第8 諮問第1号 審査請求に関する諮問について
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第6号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第7号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第11号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第12号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議案第13号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第14号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第17号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第18号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
議案第19号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第20 議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算
議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算
議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算
議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計予算
議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をいたしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番石井 栄君、15番飯田正憲君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月18日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで議会運営委員会から御報告願います。

委員長村上寿之君。

〔議会運営委員長 村上寿之君登壇〕

○議会運営委員長（村上寿之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る2月18日に、令和8年第1回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、資料のとおり、2月25日から3月19日までの23日間といたします。

本日は、会期の決定、議案の説明を受けた後、議案の一部につきまして、質疑、討論、採決を行います。また、補正予算外1件の条例改正の議案については、質疑の後、委員会に付託いたします。

一般質問の通告締切りを正午まで、議案質疑の通告締切りを午後5時まで、また予算決算委員会における補正予算の総括質疑の通告締切りについても午後5時までとさせていただきます。

26日は、議案調査のため休会といたします。

27日は、午前10時から付託された条例改正の議案について総務企画委員会で審査を行い、質疑、討論、採決を行います。また、補正予算につきましては予算決算委員会の各分科会で審査の後、午後2時から予算決算委員会全体会を開き、各分科会委員長からの報告、質疑、その後、総括質疑、討論、採決を行います。

その後、午後3時から本会議を開催し、総務企画委員会委員長と予算決算委員会委員長より審査結果の報告を受けた後、それぞれ質疑、討論、採決を行います。また、その他の議案については、議案質疑の後、委員会に付託いたします。

3月2日、3日は総務企画委員会と予算決算委員会総務企画分科会、4日、5日は教育福祉委員会と予算決算委員会教育福祉分科会、6日、9日は建設産業委員会と予算決算委

員会建設産業分科会を開催いたします。

10日は、議事整理のため休会といたします。

一般質問は、11日、12日、13日の3日間で行います。

なお、17日に行われる予算決算委員会全体会での総括質疑の通告締切りを11日の正午とさせていただきます。

16日は、議事整理のため休会といたします。

17日は、予算決算委員会全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、質疑、その後、総括質疑、討論、採決を行います。

18日は、議事整理のため休会といたします。

なお、討論通告の締切りを正午までとさせていただきます。

最終日の19日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、閉会となります。

以上、会期日程について御報告いたします。

○議長（畑岡洋二君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から3月19日までの23日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月19日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（畑岡洋二君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

8番内桶克之君から、令和8年1月29日に、1月31日をもって議員辞職したい旨の願い出が提出されました。ついては、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長において願い出のとおり、1月31日付で辞職を許可いたしましたので、会議規則第147条第2項に基づき、報告いたします。

次に、議会閉会中の議員の派遣について、笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（畑岡洋二君） 日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたしま

す。

議会運営委員会委員の1名欠員による補充選任につきまして、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において5番川村和夫君を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、5番川村和夫君を議会運営委員会委員に補充選任することに決しました。

施政方針について

○議長（畑岡洋二君） 日程第5、施政方針について、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和8年第1回笠間市議会定例会において、令和8年度の予算案をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、市政運営についての方針を述べさせていただきます。

初めに、まもなく市制施行から20周年を迎える当たり、改めて市政の発展に尽力された議会、市民並びに関係機関の皆様へ、敬意と感謝を申し上げる次第であります。

令和8年度は、笠間市にとって、さらなる飛躍と発展に向けた新たなステージへ踏み出す重要な年であると考えております。

初めに、市政を取り巻く状況についてであります。

不安定な国際情勢や気候変動問題といった世界規模の課題に加え、国内では円安や米国関税などの影響、長引く物価高、加速する人口減少、大都市への一極集中など、地方都市に深刻な影響を及ぼしています。

高市総理は、特別国会の施政方針演説において、「責任ある積極財政」の考えの下、財政の持続可能性を重視しながら、戦略的な財政出動により将来の成長につながる民間投資を促進し、投資と賃上げの好循環による「強い経済」を構築するとしています。また、給付付き税額控除や2年間の消費税率ゼロの検討を通じた手取りの増加策、脱炭素、事前防災、スマート農業、地域未来戦略、少子化対策、女性の健康支援、人材力の強化などに重点を置き、外国人との秩序ある共生、治安強化の取組とともに、成長と安全を両立させる社会の実現を目指すことなどが示されております。

これらの方針を踏まえ、本市のまちづくりの方向性と重なる施策については、国での議論や動向も注視しながら、積極的に検討・活用し、事業の推進につなげてまいります。

次に、人口動態についてであります。

国が公表した2024年10月現在の推計人口は、前年同月比で約89万人が減少し、過去最大の減少幅を記録しました。1月に発表された最新の人口推計においても、前年同月に比べて60万人の減少となっております。昨年の日本全体の出生数は、前年比3.0%の減となる約66万5,000人と見込まれ、2年連続で70万人を割り込むなど、将来推計を上回るスピードで人口減少と少子化が進展しております。

本市においては、令和7年の出生数が304人となり、9年ぶりに増加に転じたところでございます。社会動態においても225人の増加となり、令和4年から転入者が転出者を上回る、転入超過の傾向が継続しております。一貫して進めてきた子育て支援をはじめ、教育、保健・福祉、都市基盤などの、総合的な対策の効果が現れてきているものと考えております。引き続き、施策の強化・充実を図ってまいります。

一方で、令和7年末現在、75歳以上の後期高齢者は本市人口の約2割を占め、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加とともに、特に身寄りのない高齢者が増加しています。このような状況を踏まえ、生活環境や防犯対策、人生の終活支援など、安心安全な暮らしにつながる取組を進めてまいります。

また、人材確保はあらゆる分野で深刻化し、行政においても、これまでの手法や事業そのものを見直す、変革が必要となっております。デジタル技術の活用強化をはじめ、様々な分野において公民連携や民間人材、手法の活用などを通じて新たな可能性を検討し、積極的に推進をしてまいります。

県立病院の統合による新たな拠点病院の整備については、今年度末の基本構想の策定に向け、昨年9月に発足した県の検討委員会において議論が進められております。本市の地域医療がより充実するように、引き続き県に対して必要な提案や要望を行うとともに、市民への情報提供に努めてまいります。

次に、令和8年度の予算の概要について御説明申し上げます。

まず、今後の財政状況の見通しでは、給与関係経費や社会保障関係費の増、物価高騰や労務費の上昇に伴う物件費や工事費の増に加え、デジタル化に関する経費の増などが見込まれ、厳しい財政状況が想定されます。一方、歳入については、賃上げにより堅調な市税のほか、普通交付税においても物価上昇分が織り込まれ、物価や賃金の上昇が予算にも反映されるなど、これまでのデフレ、コストカット型の予算から、安定的な物価上昇と賃金が上昇する、成長型の予算への分岐点となっております。

令和8年度の予算編成については、持続可能なまちづくりに向けて、人材力の強化や複数の課題に対する解決手法などが必要となっております。一方で、財源配分の適正化を図るため、枠配分方式を導入し、継続事業においても、その在り方を大胆に見直した上で、こども・子育て支援など、市の重点課題を積極的に推進することを方針として予算編成を進めてまいりました。

歳入、歳出の概要を御説明申し上げます。

歳入では、市税における市民税の所得割や固定資産税の増を見込み、市税全体で前年度比3.9パーセントの増としております。

地方交付税においては、国の地方財政計画における交付税の総額が増となる見込みから、前年度比3.1パーセントの増としております。

そのほか、国の税制改正に伴う特例交付金への振替や、小学校の給食費無償化に伴う給食費負担軽減交付金を新たに計上しております。

歳出については、人件費が前年度比6.2パーセントの増、物件費が前年度比1.4パーセントの減、扶助費が前年度比3.3パーセントの増などのほか、市の重点プロジェクトの実現に必要な予算を計上しております。

その結果、令和8年度一般会計の予算総額は358億3,000万円となり、前年度比5億5,000万円、率にして1.6パーセントの増となります。

特別会計については、国民健康保険特別会計をはじめとする4会計で、予算総額169億3,600万円であります。

企業会計については、病院事業会計をはじめとする4会計で、予算総額81億8,007万2,000円であります。

一般会計及び特別会計、企業会計を合わせた令和8年度の予算総額は609億4,607万2,000円となり、前年度比6億8,830万5,000円、率にして1.1パーセントの増となります。

次に、令和8年度の重点プロジェクトの概要について申し上げます。

「未来に向けた笠間市づくり」を重点課題として設定し、暮らしの前提となる安心と安全の確保を図りながら、「変化に強く未来が期待できる笠間市」の構築に向け、「未来に向けた笠間市の形成」、「若者・子育て・笠間暮らしの向上」、「地域を支える強い産業育成と支援」の3点を重点プロジェクトとして推進してまいります。

まず、「未来に向けた笠間市の形成」では、合併後21年目を迎えた中で、「文化交流都市かさま」を将来像とした取組を推進してきましたが、令和8年度は現状と将来に向けた新しい指針づくり、DX化の推進を含めた行財政改革の断行、さらには持続的な財政運営と地域の活性化に資する公共施設等の今後の在り方を示す方針の策定などを進めてまいります。

次に、「若者・子育て・笠間暮らしの向上」では、保育料や小学校給食費の完全無償化をはじめとする経済面での支援、5歳児の健康診査、子どもの居場所づくり、教育の充実・強化、産科誘致に向けた調査など、保健・福祉・教育を中心に、全分野が一体となった日本一の子育て都市づくりを推進してまいります。同時に、大学・高校の教育機関との連携をはじめ、これからの時代の中心となる若者の育成や活躍の場の確保策を展開するとともに、毎日の暮らしで不安を与える要素となる空き家の管理と活用の強化、防災・減災力の強化に向けた常備消防などの体制の強靱化にも取り組んでまいります。

次に、「地域を支える強い産業育成と支援」では、地域のエンジンとなる工業団地など

への企業誘致のほか、起業や創業の誘導と支援を強力に進めてまいります。また、栗、米、花卉などの地域を代表する農産物のさらなるブランディングや、スマート農業の推進、稼ぐ観光産業の育成を進めながら、目下の最大の課題である人材不足の解決、育成と即戦力の確保の双方の実現に向け、関係人口も含めた確保策を展開してまいります。

次に、令和8年度の主要施策についてであります。

まず、都市基盤の機能向上についてであります。

令和8年度からの新たな「第1次国土強靱化実施中期計画」を基に、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策を強化するとともに、予防保全型の維持管理と更新費用の抑制への転換に向けた老朽化対策を加速させてまいります。

災害・緊急時の対応強化や市内の交通渋滞緩和を目的とした「笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ」の整備については、早期の供用開始に向け、事業を推進してまいります。

災害時の輸送経路確保を目的とした無電柱化事業については、国道50号や県道平友部停車場線での事業促進を図るとともに、新たに、県道友部内原線（中央病院通り）や市道（友）1級13号線（市役所前から筑波銀行までの区間）において、事業に着手してまいります。

交通混雑の緩和や通勤通学時の移動円滑化に向けて整備を進めております（仮称）鯉淵南友部線については、地元説明会を開催し、用地測量等の事業を推進してまいります。

生活道路については、各行政区からの要望を基に優先度を判断し、計画的な整備を進めながら、通学路の安全点検を実施し、児童の安全確保を講じた歩道整備に取り組んでまいります。

また、近年の局地的な大雨による道路冠水や浸水被害を未然に防止するため、市街化が進む旭町地区を中心に、道路排水等の施設整備計画を策定してまいります。

市民の憩いの場となる都市公園については、トイレのバリアフリー化などの施設の更新を進めるとともに、適正配置計画に基づき、市内の公園や緑地の再編・集約化を進め、持続可能で地域に根差した空間づくりを目指してまいります。

笠間芸術の森公園においては、スケートパークに続く新たなアーバンスポーツの拠点として、次のオリンピック新種目に採用された「オブスタクルスポーツ」の施設整備に、県と一体となって取り組んでまいります。多様なアーバンスポーツを楽しむことができる空間の創出とともに、「スポーツシティかさま」のブランディング強化につなげてまいります。

稲荷神社周辺における拠点整備については、井筒屋から大石邸跡までをつなぐ遊歩道等の整備を進め、回遊性を高めてまいります。遊歩道の一部には歴史的な価値のある人車運行に向けた軌道を設置し、にぎわいの創出を図ってまいります。

市民生活を支える重要インフラである水道事業においては、将来の持続的な安定供給に

向けて、広域連携による経営の一体化の枠組みに参加し、水道施設の効率的運用、経営面でのスケールメリットの創出などの議論を深めてまいります。あわせて、経年劣化が進む老朽管につきましては、AIを活用した管路の劣化診断や耐震性のある水道管への布設替えを順次、進めてまいります。

下水道事業についても、ストックマネジメント計画に基づき、経年劣化が進む処理施設や下水管路の計画的な更新を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置補助対象を拡大し、下水道未整備区域における企業立地の促進と公共用水域の水質保全に努めてまいります。

次に、安心・安全を高める防災・防犯の強化についてであります。

防災対策については、大規模地震や自然災害への備えとして、引き続き拠点避難所への空調設備の設置を優先的に進め、避難環境の向上を図ってまいります。令和8年度は、市民体育館への設置工事を進めてまいります。

全国各地での大規模な林野火災の発生を踏まえ、今年1月に施行した改正条例に基づき、警報等の適切な運用と発令時における火気使用制限の周知徹底を図り、発生リスクの低減に努めてまいります。

消防団においては、審議会からの答申を踏まえ、分団員の負担軽減を図るとともに、段階的に分団の統合再編を進めてまいります。あわせて、消防団OBを活用した「機能別消防団員」制度を導入し、平日の火災対応力の確保を図ってまいります。

次に、防犯対策であります。

令和7年における市内の刑法犯罪認知件数は、474件発生しております。令和6年より総件数は減少したものの、乗り物の盗難や住宅侵入窃盗などの件数は増加しております。こうした状況を踏まえ、市内主要箇所への防犯カメラを増設するとともに、民間事業者と連携し、市内の住宅団地をモデル地区として、地域ぐるみで防犯意識を高める安心コミュニティモデル事業を進めてまいります。

年々増加する空き家への対策については、令和8年度に全棟調査を行い、市内空家の状況を把握するほか、住環境に悪影響を及ぼす管理不全の空家については重点的に所有者等に対する指導を強化し、特定空家指定への対策のスピード化を図ってまいります。

また、市内で発生する廃棄物や不適正残土等のゲリラ的な投棄、無届、無許可の違法ヤードについても、不法行為の未然防止に向けて監視カメラの設置や巡回、監視活動等を一層強化し、関係機関と連携して是正に取り組んでまいります。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組については、省エネ性能の高い電気製品への買換えや、住宅用太陽光発電設備等の導入費用の補助などを引き続き実施し、市民の環境意識を高めてまいります。

また、市の事業により創出された環境価値のクレジット化などを公民連携により推進し、脱炭素社会の早期実現を目指してまいります。

さらに、本年2月に国の脱炭素先行地域の選定を受け、事業計画に基づく再エネ設備に

よる電力供給をはじめ、産業資源やエネルギー資源の地産地消による生活環境の改善、地域産業の持続性の向上を図ってまいります。

循環型の地域づくりについては、環境センターの老朽化対策をはじめ、循環型社会の形成に向けた取組の強化など、様々な課題が顕在化しております。令和8年度は、ごみ処理の拠点となる環境センターの延命化に向けた調査・検討を深めるとともに、ペットボトルの水平リサイクルや廃食用油のS A F化に向けた回収、新たな分別区分の検討など、持続可能なごみ処理体制の再構築に向けて、方針を検討してまいります。

次に、企業誘致の推進及び立地促進の強化であります。

市内の企業立地状況については、茨城中央工業団地（笠間地区）において、昨年、建設機械の組立て工場1社が操業を開始し、4月からは食品製造企業1社が工場建設に着手するなど、これまでに12社の製造、物流企業が操業しております。

団地周辺においても新たに物流企業が建設を予定されており、県内の好調な企業立地に牽引されるように、企業進出による雇用や税収面での相乗効果が期待されるところであります。引き続き、茨城中央工業団地（笠間地区）の残りの区画約18ヘクタールの企業誘致をはじめ、旧畜産試験場跡地への誘致促進を図ってまいります。

昨年、物流企業1社の立地が決定した安居工業地域においても、今年度末に幹線道路の整備が完了することから、今後、早期の立地に向けて、誘致活動を加速させてまいります。

次に、切れ目のないこども・子育て支援と強化についてであります。

引き続き、妊娠前から出産、育児、小学校就学から大学進学までの人生のライフステージに合わせて、きめ細やかな給付や支援に取り組むとともに、令和8年度から全ての利用者を対象とした保育料の完全無償化を実現してまいります。

令和6年度から導入している「こども誰でも通園事業」においては、昨年より友部、岩間地区の民間施設においても事業を開始し、市内全域で利用可能となるなど、徹底した子育て支援の強化に取り組んでまいります。

子どもの成育過程において、言語の理解能力や社会性が高まり、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期と言われている5歳児の健康診査については、これまでの訪問による発達相談に変えて、令和8年度から集団による健康診査を実施してまいります。

少子化への取組として、出会いを望む方を対象に、アドバイザーによる相談体制の構築や専用の公式LINEによる情報の提供、相談所や婚活アプリなどの登録費用や利用料に対する助成、イベント開催による出会いの場の創出など、パートナーづくりに対するサポート事業に取り組んでまいります。

次に、多様化する健康・福祉ニーズへの支援についてであります。

市民の方が自分の健康は自分で守る意識を高め、自ら健康づくりに取り組めるよう、健康づくり計画（後期）の策定に取り組むとともに、県立中央病院や笠間市医師会と連携し、特に腎機能が低下している方に対して、医療機関の受診勧奨を強化してまいります。

市立病院での平日夜間及び日曜日の初期救急診療については、現在の診療体制を継続しながら、小児の受入体制の充実を図るため、令和8年度から15歳以下の小児に対するスマートフォンアプリを活用した医療相談及びオンライン診療を導入してまいります。

また、適正な医療体制を確保するため、周産期医療を担っていた産婦人科医院が分娩の取扱いを中止したことによる影響等を調査し、産科誘致についての検討を進めてまいります。

単身世帯の増加等に伴い、深刻化する孤独・孤立（ひきこもり）問題については、保健・医療・福祉の専門機関で組織する協議会を設置し、分野横断的に支援をしてまいります。ひきこもり児童への取組では、eスポーツ教室の開催などによる多角的なアプローチを展開してまいります。

障害者福祉においては、緊急時の一時的な宿泊機能の提供とともに、基幹相談支援センターを中心に地域の障害者支援機関が連携し、障害を持つ方が安心して日常生活を営むことができるよう支援をしてまいります。

高齢者福祉については、昨年から、身寄りのない高齢者の方や将来に不安を抱える方などが、安心して人生の終末を迎えるための支援として、「かさま安心サポート事業」を開始したところでございます。相談件数も徐々に増加し、契約に結びつくケースも出てきておりますので、さらに寄り添った支援の充実を図ってまいります。

現在、認知症の高齢者が増加傾向にあります。早期発見、早期対応につなげるための取組として、認知症サポーター養成講座の推進や、デジタルツールを活用した市内医療機関との連携を充実させてまいります。

次に、地域産業の強化についてであります。

まず、農業分野においては、新たにスマート農業に積極的に取り組む事業者を対象として、自動運転による機械や施設の導入を支援し、生産性の高い供給体制の確立と農業経営の安定化につなげてまいります。特に、農地の大区画化に向けて土地改良事業を進めている、石井・来栖・稲田地区や大淵地区、南友部・大田町地区を推進地区として支援してまいります。

また、近年、温暖化や異常気象に伴う農産物の品質低下が顕在化しており、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業への取組が高まってきております。昨年は、市の農業公社において県内初となる栗の有機JAS認証を取得したところであり、引き続き水稻の有機栽培に対する支援や学校給食への有機農産物の提供などを進めるとともに、オーガニック農産物などの高付加価値化による生産者の所得向上に向けた取組を進めてまいります。

農地の集約化と営農条件の改善に向けて、市内5地区で事業を進めている土地改良事業についても、関係機関と連携しながら事業を推進してまいります。

「笠間の栗」ブランドの推進においては、首都圏中心から全国的へとPRを強化し、新たな販路拡大を進めてまいります。また、生産性を高めるための剪定講習会による技術向

上や剪定枝のチップ化などの取組をはじめ、生栗のブランド認証制度、コールドチェーンによる流通、販売など、栗の品質向上を図り、さらなるブランド強化による関係者の所得向上を目指してまいります。

林業分野においても、引き続き森林環境譲与税を活用し、市産木材の利用促進のための補助や森林経営管理制度に基づく現地調査、民有林における間伐などの森林整備を実施してまいります。

商工分野においては、市内の中小企業や小規模事業者を中心に、後継者や人手不足、物価高騰の影響などに起因する事業縮小や廃業などが顕在化してきております。地域経済を持続可能なものとするため、創業や起業をする方への支援を進めてきましたが、令和8年度から、指定区域における支援の拡充や空き店舗を活用した支援を強化し、創業しやすい環境づくりによる商業の振興と地域経済の活性化を図ってまいります。

昨年開設した外国人材支援センターでは、外国人材の雇用を希望する中小企業等に向けた異文化理解を促進するためのセミナーや、外国人を対象とした日本語教室を開催し、コミュニケーション力の向上とともに、受入体制の強化と地域での定着を促してまいります。また、市内に事業所を有する中小企業等に向けて、外国人材に関する情報提供や支援体制の強化、外国人材の受入れ費用の一部助成など、外国人材を適切に活用できるようサポートしてまいります。

このほか、地場産業である笠間焼や稲田石の活用促進のための補助などに取り組んでまいります。

観光分野においては、本年4月から、現行の観光周遊バスに新たにEVバスを追加し、道の駅かさまを中心とした2ルートによる運行を開始し、ゲートウェイとしてのさらなる機能強化と市内観光拠点への回遊性を図ってまいります。また、乗り降り自由とする1日乗車券やキャッシュレス決済を併せて導入し、利便性を向上してまいります。

令和6年度における市内への観光誘客の実績では、把握できている国内ツアーでは59ツアー、インバウンドツアーでは41のツアーが催行され、外国大型クルーズ船による寄港地バスツアーなどを含めて、国内外から年間約313万人の御来訪をいただいたところでございます。令和8年度は、新たに県が重点市場とする韓国からの誘客促進を図るとともに、オンライン上で旅行商品を取り扱う旅行代理店（OTA事業者）の積極的な活用など、笠間の魅力発信を通じて観光先として選ばれるための取組を進めてまいります。

次に、教育環境の充実・歴史文化・スポーツの振興についてであります。

令和7年度における市内の児童生徒数が初めて5,000人を下回り、さらに6年後の令和13年度には、現在の8割を切る約3,800人と推計されています。昨年3月に最適な学校規模や教育環境について検討を重ねた学区審議会からの答申が示されたところであり、令和8年度には「第2期笠間市立学校適正規模・適正配置実施計画」の策定に向けて、意見交換会やパブリックコメントなどを通じ、広く市民の皆様様の御意見を伺いながら、将来の再

編の在り方や具体的な手法などを取りまとめてまいります。

また、施設整備につきましては、拠点避難所に指定されている稲田中学校及び友部第二中学校体育館への空調設備の設置や、岩間中学校及び大原小学校の校舎内照明のLED化などを進め、教育環境のさらなる充実を図ってまいります。

6年目を迎えたGIGAスクールについては、本年2月に県内初となる「フルクラウド型の校務システム」を導入したところであり、今後は積極的にAIを授業に取り入れ、児童生徒一人一人の個性に合わせた「個別最適な学び」の充実と、教職員の業務負担軽減等による勤務環境の改善を図ってまいります。

学校給食については、この4月から国の施策による小学校給食費の無償化が予定されており、中学校においては市独自で第3子以降の無償化を継続してまいります。また、オーガニック給食をはじめ、市内の有機農産物による地産地消を推進し、給食の質の向上と安定的な提供に努めてまいります。

歴史文化と芸術の振興については、今年、生誕から150年を迎えた木村武山について、自身が建立した国の登録有形文化財である大日堂内の仏画公開や、県内外で開催される企画展などの機会を捉えて、武山の偉業に触れるとともに、認知向上を図ってまいります。

笠間城跡の保存整備事業については、10年にわたる調査の成果をまとめた報告書の刊行やフォーラムなどの開催を通して、笠間城の歴史的価値や認知度を高めながら、令和9年度の国の史跡指定を目指してまいります。

スポーツの振興においては、笠間スポーツコミッションを中心に、スケートボードやBMX、ブレイキンなどのアーバンスポーツの魅力向上につながる大会の開催や、スポーツツーリズムを通じた交流人口の創出、多くの世代が関心を持てるスポーツの普及啓発、台湾やエチオピアとのスポーツによる国際交流など、まち全体でスポーツシティかさまを推進してまいります。

次に、行政区・地域コミュニティについてであります。

市と地域をつなぐ行政区においては、防犯灯の管理費用の補助や広報かさまスマホ版を活用した実証事業など、行政区における事務や運営費の負担軽減を図ってまいりました。回覧文書の電子化については、これまでに34の行政区で実証に参加し、うち15の地区では電子化が継続されております。引き続き、行政区に対する回覧の電子化を促し、定着につなげてまいりたいと考えております。

行政区所有の防犯灯については、令和8年度から2か年を目途に市への帰属による一括管理へと変更し、新しい設置基準の下、行政区運営のさらなる負担軽減を図ってまいります。

次に、行政改革と自治体運営についてであります。

まず、市役所業務のデジタル化については、これまでに500以上の事務手続について、24時間対応可能なオンライン申請の導入や、スマートフォンのSMSを活用した迅速な伝

達、広報かさまスマホ版をはじめ、かさめ〜るやLINEなどを活用した情報発信など、デジタル技術を活用し、市民サービスの向上に取り組んでまいりました。今年から住民記録や税、福祉事務などが国の標準準拠システムへ移行したことにより、今後は申請手続の簡略化など窓口業務の改革を進め、さらなる利便性の向上に努めてまいります。

財政運営においては、ふるさとづくり寄附金を活用した自主財源の確保として、栗、梨、米などの人気の返礼品の充実に加え、イベントなどで本市に来訪する方を対象とした「現地決済型ふるさと納税」の拡充などにより寄付額の増加を目指すとともに、返礼品開発による地場産業の活性化や寄附者を通じた関係人口の創出など、地域への還元につなげてまいります。

開設から8年目を迎える台湾交流事務所については、台湾の行政・教育機関や団体、民間企業などとこれまで培ってきた交流は継続、深化させながら、民間企業と連携して産業分野での新たな経済交流を進めるとともに、事務所の移転や人員の見直しにより運営の効率化を図ってまいります。

以上、令和8年度の市政運営に当たり、所信の一端と主要施策の概要を述べさせていただきました。

笠間市の誕生から20年が経過し、社会環境が大きく変化する中であっても、これまで紡いできた「歴史」、受け継がれてきた「伝統と文化」、守り続けてきた「自然と資源」、そして育まれてきた「地域と人財」を未来へ継承し、次の世代からも選ばれ続ける笠間市を目指して、まちづくりへの挑戦を続けてまいります。市民並びに議員各位の格別なる御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

今定例会の提出案件は、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、審査請求に関する諮問について外諮問が5件、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてをはじめとする条例の改正の外、令和8年度笠間市一般会計など議案が27件であります。

後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

選挙第1号 茨城県央環境衛生組合議会議員選挙について

○議長（畑岡洋二君） 日程第6、選挙第1号 茨城県央環境衛生組合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件は、組合同約第5条第2項の規定により、議員の中から4名を選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひ

ますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、茨城県中央環境衛生組合議会議員に、16番西山 猛君、18番大貫千尋君、19番大関久義君、21番石崎勝三君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を、茨城県中央環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が茨城県中央環境衛生組合議会議員に当選されました。

当選されました4名の諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号））

○議長（畑岡洋二君） 日程第7、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるるものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 報告第2号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について御説明申し上げます。

これは、令和8年2月2日付で専決処分したものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、市議会議員に欠員が生じたことに伴い実施される市議会議員補欠選挙に係る経費などに対して、早急な予算措置が必要であったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,365万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384億710万5,000円としたものでございます。

6ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

市議会議員補欠選挙費につきましては、年度内に事務が完了しないため、繰越明許費を設定したものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

歳入でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,365万9,000円の増は、今回の補正予算の財源として繰入れをするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

10ページを御覧ください。

2款総務費、4項選挙費、6目市議会議員補欠選挙費1,365万9,000円の増は、主に12節委託料にポスター掲示場設置及び撤去委託料486万7,000円を計上するものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。11時5分再開といたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を取戻し会議に戻りたいと思います。

諮問第1号 審査請求に関する諮問について

○議長（畑岡洋二君） 日程第8、諮問第1号 審査請求に関する諮問についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第1号 審査請求に関する諮問についての提案理由を申し上げます。

本諮問は、下水道使用料を請求した処分についての審査請求を棄却する裁決をいたしたく、地方自治法第229条第2項の規定に基づき、諮問するものであります。

審査請求の内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 諮問第1号 審査請求に関する諮問について御説明申し上げます。

本件につきましては、下水道使用料を請求した処分について、審査請求を棄却する裁決をいたしたく、地方自治法第229条第2項の規定により、議会へ諮問するものでございます。

1、審査請求人は、記載のとおりでございます。

2、審査請求に係る処分は、上下水道部下水道課が、審査請求人に対して下水道使用料

を請求した処分でございます。

3、審査請求の内容についてでございます。

(1) 審査請求の趣旨につきましては、審査請求に係る処分を取消しすることを求めるものでございます。

(2) 審査請求の理由につきましては、ア、審査請求人は、下水道の利用者ではないこと。イ、審査請求人に、意思能力がないこと。ウ、処分庁の行為は、刑法第248条に該当すると思われるとの主張でございます。

4、棄却しようとする理由でございますが、本件審査請求は、下水道課による審査請求人に対する下水道使用料の請求に関する処分に関わるものであるという点で、令和6年6月25日と令和7年7月9日に請求を棄却した2回の裁決と共通するものであり、本件においては、これまでの裁決における認定事実や争点に関する判断を、これらを覆すに足る的確な主張立証がなされない限り、踏襲すべきであり、審査請求人の主張は、いずれもこれまでの裁決における認定事実や争点に対する判断を覆すに足るものではありません。

よって、本請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきものとするものでございます。

以上で諮問第1号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（畑岡洋二君） 日程第9、諮問第2号から諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第2号から諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては現在13名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、仲村春美氏及び藤枝泰文氏を再度推薦し、廣澤 敬氏及び寺内由美子氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号から諮問第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思ひますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第10、議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じて、職員の給与を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、人事院及び茨城県人事委員会の勧告を踏まえ、特別職、一般職等の給料表や期末手当、勤勉手当などを改定するものです。項目により施行日が異なりますので、その点に御注意ください。

まず、2ページを御覧ください。

第1条は、笠間市職員の給与に関する条例のうち、令和7年4月1日に遡って適用する事項を定めたものでございます。

第12条の3、通勤手当について、自動車等の使用距離が10キロ以上の区分の支給額を引き上げるものです。

次に、3ページを御覧ください。

第18条、宿日直手当について、宿日直勤務1回当たりの支給額を引き上げるものです。

次に、4ページから6ページを御覧ください。

第20条、期末手当及び第21条、勤勉手当について、令和7年12月支給期の支給割合をそれぞれ100分の2.5ずつ引き上げるものでございます。

次に、6ページ後段から47ページまでは、国等の改定に合わせて給料表を引き上げる内容でございます。

続いて、資料の47ページを御覧ください。

第2条は、令和8年4月1日から適用する事項を定めたものです。

48ページから49ページを御覧ください。

第10条の2で、初任給調整手当を新設します。新たに採用される職員について給料が最低賃金を下回る場合、その差額を支給するものでございます。

次に、49ページから53ページを御覧ください。

第12条の3、通勤手当について、60キロ以上の区分の支給額を引き上げるとともに、外部駐車場利用に対する通勤手当を新設し、支給額は規則に委任するものでございます。

続いて、54ページから56ページを御覧ください。

第20条、第21条について、令和7年12月に引き上げた期末手当、勤勉手当は、令和8年度以降6月と12月に均等に配分するものでございます。

次に、56ページから58ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の改正で、第3条は令和7年4月1日からの遡りの適用となります。57ページからの第4条は、令和8年4月1日からの適用となります。一般職と同様に、令和7年12月支給期の期末手当を引き上げ、以降の配分を見直します。

なお、58ページの附則第27項では、市長の給料について、令和8年4月22日まで条例で定める額90万円の10%に相当する額を減額することを定めています。

続いて、58ページから60ページを御覧ください。

一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正で、第5条は令和7年4月1日から、60ページの第6条は令和8年4月1日からの適用となります。

任期付職員の給料表を引き上げ、期末手当、勤勉手当の見直し、初任給調整手当の新設を行うものです。

続いて、61ページから70ページを御覧ください。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正です。

第7条は令和7年4月1日から、66ページからの第8条は令和8年4月1日からの適用で、常勤職員と同様に給料表の引上げと初任給調整手当の新設を行うものです。

次に、資料の70ページを御覧ください。

第9条は単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正で、令和8年4月1日から初任給調整手当を新設するものでございます。

71ページを御覧ください。

第10条は地域手当に関するもので、令和8年4月1日から本則どおり4%に引き上げるものでございます。

最後に、71ページから75ページは附則で、本案の施行日及び適用日、規則への委任等について規定するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、総務企画委員会へ付託いたします。

議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第11、議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、各種審議会等の委員の報酬について、報酬額の見直しを行うため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市長公室長堀江正勝君。

〔市長公室長 堀江正勝君登壇〕

○市長公室長（堀江正勝君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、長年改正が行われてこなかった各種審議会等の委員報酬について、近年の物価上昇等を踏まえ適正な水準に見直すため、所要の改正を行うものです。

対象は、非常勤特別職のうち、行政委員会等の委員を除く一般の各種審議会等の委員の報酬に限ります。

改正の内容は、新旧対照表2ページから6ページを御覧ください。

具体的には、改正前に「日額4,500円」と定められている各種委員の報酬を、改正後は「日額5,500円」とするものです。

6ページを御覧ください。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第12、議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年度介護保険料に係る特例減免を実施するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第4号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、令和7年度の税制改正を受け、令和8年度介護保険料に係る特例減免を実施するため、所要の改正をするものでございます。

改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

2ページを御覧願います。

第13条、保険料の減免でございます。第1項では減免の対象者を、第2項では減免の手続を定めております。

今回の特例減免の実施に当たり、第1項第6号に「その他特別な理由があること」を加え、また減免の手続といたしまして、個別の申請を不要とし、システムにおいて実施するため、第2項本文のただし書に「及び市長が特に認める場合」を加えるものでございます。

3ページを御覧願います。

附則において、この条例の施行期日は、令和8年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第13、議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県医療福祉対策要綱及び医療福祉対策実施要領の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第5号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案につきましては、令和7年度の税制改正に伴う茨城県医療福祉対策要綱等の改正を受け、本条例を改正するものでございます。

なお、県の要綱等の改正内容は独り親家庭、重度心身障害者等の所得に係る控除範囲の拡充でございますが、本市では令和5年3月に条例改正を行い、医療福祉費支給に関する所得制限を全ての区分で撤廃しており、今般の条例改正に伴う受給者への影響はございません。

それでは内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、2ページを御覧願います。

第3条におきましては、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改めるものでございます。

続いて、3ページを御覧願います。

第4条、第1項におきましては、「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」及び「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、組合員の次に加入者を加えるものでございます。

次に、4ページを御覧願います。

第3項におきましても、「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改めるものでございます。

第5条に関しましては、4ページから6ページにかけて、改正する各号において関連する各政令等で定められている内容を規則で定める改正でございます。

次に、第2項につきましては、7ページにかけ、地方税法の規定の整理を行い、所得の計算方法につきまして規則で定める改正でございます。

同じく7ページでございますが、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第6号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第14、議案第6号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第6号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、石の百年館の効果的かつ効率的な運営を図るため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 議案第6号 石の百年館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、石の百年館の効果的かつ効率的な運営を図るため、条例の一部改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第5条、第2項第1号の定期休館日を従来のも曜日に加え火曜日、水曜日を追加し、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、以降直近の土曜日または日曜日でない日にするものでございます。

第5条、第2項第2号は、年末年始の休館日について第1号と合わせた表記の修正をしたもので、内容につきましては変更はございません。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第7号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第15、議案第7号 北山公園の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第7号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、北山公園のローラー滑り台の撤去が完了したことに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては産業経済部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

〔産業経済部長 礒山浩行君登壇〕

○産業経済部長（礒山浩行君） 議案第7号 北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、北山公園のローラー滑り台の撤去が完了したことに伴いまして、条例の一部改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第3条の表、施設の名称はその他付随する施設で、設備内容のうちローラー滑り台1基を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第16、議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、災害その他非常の場合における給水装置工事及び排水設備工事の対応の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては上下水道部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 上下水道部長植本純平君。

〔上下水道部長 植本純平君登壇〕

○上下水道部長（植本純平君） 議案第8号 笠間市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、給水装置工事及び排水設備工事において、災害その他非常の場合に宅内配管の復旧に対応する業者を確保するため、他市町村で指定された工事事業者による工事が実施できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

改定内容につきましては、新旧対照表において説明いたします。

2ページを御覧ください。

笠間市水道事業給水条例の第7条、第1項、工事の施工にただし書として、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長が指定したものが給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、施行できるものとするを加えるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

笠間市公共下水道条例の第6条、排水設備等の工事の実施及び笠間市農業集落排水処理施設条例の第7条、第1項、排水設備工事の施工にただし書として、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、施行できるものとするを加えるものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

附則といたしまして、これらの条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第17、議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、機能別消防団員制度の導入及び消防団定数の見直しに伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

〔消防長 谷口哲也君登壇〕

○消防長（谷口哲也君） 議案第9号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例及び笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、消防団員数が年々減少し続けている現状を鑑み、平日昼間の火災や大規模災害時において基本団員の後方支援的な役割を担う機能別消防団員制度を本格的に導入するとともに、消防団員定数の見直しを図るため、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず初めに、笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

第5条につきましては、消防団の定数を、現行の720人から559人に改めるものでございます。

次に、第6条につきましては、令和8年4月1日から機能別消防団員制度を導入することに伴い、消防団員の種別に関する規定を新たに設けるものであります。第1項及び第2項において消防団員を基本団員及び機能別団員に区分することを改め、第3項において機能別団員の役割を加えるものであります。

次に、3ページを御覧ください。

第16条につきましては消防団員の報酬に関する規定を整備するものであり、機能別消防団員については、別表第1に定める年額報酬は支給せず、災害等に出動した場合に限り、基本団員と同様に出勤報酬を支給する旨を定めるものであります。

次に、4ページを御覧ください。

笠間市非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部改正について御説明いたします。

第1条につきましては、退職報償金の支給の対象を定めており、機能別団員は退職報償金の支給の対象外とする旨を明確にするものであります。

5ページ、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（畑岡洋二君） 日程第18、議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、火気設備の基準及び住宅火災予防の推進に関する事項を定めるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（畑岡洋二君） 消防長谷口哲也君。

〔消防長 谷口哲也君登壇〕

○消防長（谷口哲也君） 議案第10号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、近年のサウナブームを背景に、従来のサウナ設備の基準に適合困難となり、新基準を定める必要が生じたこと、また地震発生時の電気に起因する火災の発生防止及び軽減を図るため、感震ブレーカー設置の普及促進を含めた省令等が改正されたことに伴い、当市火災予防条例も一部改正し、サウナ設備に関する基準の見直し及び感震ブレーカー設置の普及促進事項を追加し、住宅火災予防の促進を図るため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

2ページを御覧ください。

第7条の2に簡易サウナ設備を追加し、次の3ページ中段まで、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を改正いたします。

内容といたしましては、簡易サウナ設備の構造は、屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型又はバレル型のサウナであること。簡易サウナ設備に設ける放熱設備の定格出力は6キロワット以下であり、まき、電気を熱源とすること。

建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、熱源を手動及び自動で遮断する装置を設けることなど、簡易サウナ設備に関する主な改正となります。

次に、改正前第7条の2の従来の「サウナ設備」の名称を「一般サウナ設備」に変更し、第7条3として改正いたします。

次に、4ページを御覧ください。

第29条の7、住宅用防災機器の後に「、感震ブレーカー」を加えるものでございます。

次に、第44条、火を使用する設備等の設置の届出について、簡易サウナ設備及び一般サウナ設備を設置する際は、個人が設けるもの以外は届出が必要である旨を定めるものでございます。

5 ページを御覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和8年3月31日から施行するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

19番大関久義君が退席しました。

議案第11号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）

議案第12号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第17号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

議案第19号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（畑岡洋二君） 日程第19、議案第11号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）から議案第19号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第11号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）から議案第19号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第11号 令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,855万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ384億7,566万4,000円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1、追加は、公共施設等適正配置計画改定事業をはじめ、10ページの災害復旧事業（台風15号）までの31事業につきまして、年度内での完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

11ページを御覧ください。

2、変更でございますが、道路維持事業（友部地区）につきまして、関係機関等の協議に時間を要したことにより、工事が年度内に完了しないため、繰越額の額を変更するものでございます。

12ページを御覧ください。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加は、土地改良事業債（国補正）、アーバンスポーツ拠点整備事業債につきまして、国の補助を活用する事業として新たに設定するものでございます。単独災害復旧事業債（観光施設等）（台風15号）につきましては、災害復旧の財源として新たに起債するものでございます。

13ページを御覧ください。

2、変更は、最終処分場跡地利用整備事業債をはじめ10件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

今回の補正では、歳入の多くの項目において令和7年度の決算見込みにより減額しておりますが、地方交付税や国庫支出金の追加交付がございましたので、総額では増額補正となっております。

まず、歳入でございます。

16ページを御覧ください。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税4億8,331万9,000円の増は、国の補正予算により、普通交付税が追加交付されたものでございます。

17ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金6,660万7,000円の増は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金3,337万3,000円の増額が主なものでございます。

2項国庫補助金、18ページになります。5目土木費国庫補助金573万5,000円の増は、地域未来交付金（地域未来推進型）1,100万円の増額が主なものでございます。

19ページを御覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金5,206万2,000円の増は、今年度の負担金額の確定による国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険税軽減分）3,401万円の増額が主なものでございます。

20ページを御覧ください。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金4,208万3,000円の減は、水田畑地化事業において県の補助金額が確定したことに伴い、県単土地改良事業補助金3,618万,5000円の減額が主なものでございます。

24ページを御覧ください。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4億1,715万1,000円の減は、今回歳入や一般財源の増により財源確保ができる見込みとなったことから、減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の補正では、歳出項目の全般にわたり、人事院勧告に準じて行う給与改定に伴う人件費の補正をしております。

27ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、31ページになります。10目電算管理費7,196万4,000円の減は、12節委託料、標準準拠システム移行に係る庁内設置サーバー機器及び基幹系パソコン設定の委託費確定に伴い、1,972万円の減額が主なものでございます。

36ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,160万2,000円の増は、37ページになります。27節繰出金、歳入いたしました保険基盤安定事業費負担金（保険税軽減分）の特別会計繰出金4,604万7,000円の増額が主なものでございます。

38ページを御覧ください。

2目障害者福祉費2,755万6,000円の増は、19節扶助費で実績見込みによる、障害者自立支援給付費2,975万3,000円の増額が主なものでございます。

40ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,701万7,000円の増は、次の41ページになります。18節負担金補助及び交付金で、公定価格の上昇に伴い、民間認定こども園入園負担金2,750万6,000円の増額が主なものでございます。

43ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、次の44ページになります。2目予防費1,000万円の減は12節委託料で、実績見込みによる予防接種委託料の減額によるものでございます。

5目環境衛生費1,983万3,000円の減は、次の45ページになります。18節負担金補助及び交付金で、実績見込みによる、合併処理浄化槽設置整備事業補助金2,015万4,000円の減額

が主なものでございます。

46ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、49ページになります。6 目農地費4,746万8,000円の減は、14節工事請負費で、笠間の栗水田畑地化モデル事業において県補助金の交付確定額に合わせて、土地改良工事費5,791万5,000円の減額が主なものでございます。

52ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、次の53ページになります。5 目狭あい道路整備等促進費4,123万2,000円の増は、14節工事請負費で、道路新設改良工事費4,123万2,000円の増額が主なものでございます。

54ページを御覧ください。

5 項住宅費、1 目住宅管理費4,966万3,000円の減は、次の55ページになります。14節工事請負費で、公営住宅の長寿命化改修工事において工法の見直しの検討を行うため、住宅整備工事費4,752万円の減額が主なものでございます。

57ページを御覧ください。

9 款教育費、2 項小学校費、次の58ページになります。3 目学校建設費2,815万5,000円の減は、14節工事請負費で、北川根小学校整備事業において事業費の確定に伴い、学校整備工事費2,810万5,000円の減額が主なものでございます。

以上で令和7年度笠間市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第12号 令和7年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から618万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億6,184万円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

6ページを御覧願います。

4 款県支出金、1 項県負担金・補助金、1 目保険給付費等交付金284万6,000円の減額は、主に特定健康診査事業の予約数確定に伴い、保険者努力支援分を減額するものでございます。

次に、6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金7,026万円の増額は、主に保険基盤安定繰入金の保険税軽減分及び保険者支援分で、負担金確定に伴い、増額するものでございます。

次に、7ページを御覧願います。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金7,371万円の減額は、基金からの繰入額を減額するものでございます。

続いて、歳出でございます。

8 ページを御覧願います。

2 款保険給付費、2 項高額療養諸費、1 目一般被保険者高額療養費835万8,000円の増額は、高額療養費給付額の増加に伴い、補正するものでございます。

次に、9 ページを御覧願います。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金450万円の減額は、被保険者の出生数が当初の想定を下回る見込みであることから、減額するものでございます。

次に、10ページを御覧願います。

4 款保健事業費、1 項、1 目特定健康診査等事業費839万6,000円の減額は、特定健康診査等事業の受診者数の予約数確定に合わせ、委託料を減額するものでございます。

以上で議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号 令和7年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

初めに、1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,068万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,494万円とするものでございます。

内容につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1 款1 項、1 目後期高齢者医療保険料7,794万2,000円の増額は、主に特別徴収保険料及び普通徴収保険料の現年度分保険料の増額に伴うものでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金725万9,000円の減額は、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

1 款1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金7,068万3,000円の増額は、主に後期高齢者医療保険料の増額に伴い、広域連合への納付金について補正するものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号 令和7年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,099万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ82億5,621万7,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金44万2,000円の増額から、7 ページを御覧いただきまして、5 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金79万2,000円の減額及び7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金27万6,000円の増額、さらには8 ページを御覧いただきまして、3 目地域支援事業繰入金79万2,000円の減額は、歳出における介護予防生活支援サービス事業費と任意事業費の支出状況に合わせ、それぞれの法定負担割合に応じ補正するものでございます。

次に、歳出でございます。

9 ページを御覧願います。

4 款地域支援事業費、1 項、1 目介護予防・生活支援サービス事業費986万円の増額は、訪問介護及び通所介護相当サービス利用者の増加によるものでございます。

続いて、10ページを御覧願います。

3 項包括的支援事業・任意事業費、4 目任意事業費382万5,000円の減額は、高齢者見守りあんしんシステムの入替えに伴う契約差金及び家族介護用品支給事業の実績見込み等により、減額するものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号 令和7年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,965万6,000円とするものでございます。

内容の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

6 ページを御覧願います。

1 款サービス収入、1 項介護予防サービス費収入、1 目介護予防サービス計画費収入15万円の減額は、介護予防ケアプラン作成件数の実績見合いによる収入の減額でございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金11万9,000円の増額は、会計年度任用職員の人件費確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

2 款サービス事業費、1 項介護予防サービス事業費、1 目介護予防サービス計画事業費15万円の減額は、委託によるケアプラン作成件数の実績見込みに合わせまして、減額するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君）　ここで暫時休憩いたしまして、午後1時より再開いたします。
午後零時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君）　定刻となりましたので、休憩を解きまして会議に戻ります。
ここで、16番西山　猛君、21番石崎勝三君が退席しました。
続きまして、市立病院事務局長鈴木昭彦君。

〔市立病院事務局長　鈴木昭彦君登壇〕

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君）　議案第16号　令和7年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の1款病院事業収益の総額に1,205万5,000円を追加し、総額を9億2,525万8,000円とし、支出の1款病院事業費用の総額に815万1,000円を追加し、総額を10億6,270万2,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。

収入の1款資本的収入の総額に1万円を追加し、総額を3,288万7,000円とし、支出の1款資本的支出の総額に2万円を追加し、総額を5,777万1,000円とするものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の総額に516万9,000円を追加し、総額を6億1,904万4,000円とするものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の補正でございます。

収入支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書にて御説明いたします。

11ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益125万円は、入院収益の増額によるものでございます。

2目外来収益500万円は、外来収益の増額によるものでございます。

3目その他の医業収益267万7,000円は、公衆衛生活動収益等の増額によるものでございます。

12ページを御覧ください。

2項医業外収益312万8,000円の増額は、他会計負担金等の増額によるものでございます。

13ページを御覧ください。

支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費516万9,000円は、給与等の増額によるも

のでございます。

続いて、2目材料費125万円は、給食材料費の増額によるものでございます。

14ページをお開きください。

2項医業外費用154万7,000円の増額は、地域医療センターかさま施設管理費などの増額によるものでございます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 19番大関久義君が着席いたしました。

次に、上下水道部長植本純平君。

〔上下水道部長 植本純平君登壇〕

○上下水道部長（植本純平君） 議案第17号 令和7年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は収益的収入及び支出の予定額を補正するもの、また第3条は資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

2ページを御覧ください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

第5条は、他会計からの補助金の額の補正でございます。

それでは今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

10ページを御覧ください。

収益的収入及び支出のうち支出でございますが、1款水道事業費用の1項営業費用、1目原水及び浄水費7,193万2,000円の減額は、今年度4月から県水の基本料金の引下げに伴う減額が主なものでございます。

また、4目業務費1,065万7,000円の減額は、A I管路劣化診断業務委託を県技術公社の社会貢献事業に申請し採択されたため、減額するものでございます。

12ページを御覧ください。

資本的収入及び支出のうち支出ですが、1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設改良費2,584万7,000円の減額は、27節工事請負費で入札差金による減額が主なものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

続きまして、議案第18号 令和7年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の1款工業用水道事業

収益、2項営業外収益を12万9,000円増額し、工業用水道事業収益の計を3,385万3,000円とするものでございます。

次に、支出の1款工業用水道事業費用、1項営業費用を25万3,000円増額し、工業用水道事業費用の計を3,052万6,000円とするもので、どちらも給料改定に伴う人件費の増額によるものでございます。

また、第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わります。

続きまして、議案第19号 令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、污水管路建設事業を3,850万2,000円増額し、その計を1億7,833万5,000円に、また処理場建設事業を6,613万7,000円増額し、その計を2億326万7,000円に、ポンプ場建設事業を2,000万円増額し、その計を2,200万円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものです。

2ページを御覧ください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。

第5条は企業債の限度額を補正するもの、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

3ページを御覧ください。

第7条は、他会計からの補助金の額を、記載のとおり補正するものでございます。

続きまして、収入支出の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

13ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入ですが、1款下水道事業収益、2項営業外収益、3目一般会計補助金321万6,000円の減額は、支出予算の実績見込みに合わせ、一般会計からの繰入金の額の補正を行ったことによる減額でございます。

14ページを御覧ください。

次に、支出ですが、1款下水道事業費用、1項営業費用、1目污水管路費659万8,000円の増額は、4節修繕費で管路の緊急修繕のための費用、3目処理場費661万7,000円の減額は、9節委託料、公共下水の汚泥処理委託料の年度末の実績見込みによる減額が主なものでございます。

16ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入ですが、1款下水道事業資本的収入、2項一般会計出資金4,255万2,000円の増額は、支出予算の実績見込みに合わせ、一般会計からの繰入金の額の補正を行ったことによる増額でございます。

3項工事負担金884万4,000円の増額は、1目受益者負担金及び2目受益者分担金の増額によるものでございます。

4項国庫補助金6,500万円の増額は、追加補正による内示額の増加によるものでございます。

17ページを御覧ください。

支出ですが、1款下水道事業資本的支出1億2,125万3,000円の増額は、1項建設改良費、1目污水管路建設費、1節委託料、下水道台帳デジタル化業務委託、2目処理場建設費、7節委託料、浄化センターともべ管理棟・塩素混和池耐震実施設計委託、同じく浄化センターともべ沈砂池ポンプ棟非線形診断業務委託、3目ポンプ場建設費、1節委託料、下市毛ポンプ場耐震診断業務委託など、令和8年度に補助事業で計画しておりました業務を前倒しして実施するための増額が主なものでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑岡洋二君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号から議案第19号については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり、予算決算委員会へ付託いたします。

議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算

議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算

議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算

議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計予算

議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算

○議長（畑岡洋二君） 続いて、日程第20、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算から議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算の9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算から議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか特別会計4会計、企業会計4会計について、令和8年度の当初予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

〔総務部長 瀬谷昌巳君登壇〕

○総務部長（瀬谷昌巳君） 議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358億3,000万円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為、第3条は地方債について、地方自治法の規定により定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用についての規定でございます。

9ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為でございます。

財務書類作成支援業務委託をはじめ3件につきまして、令和8年度中に契約事務を進める必要があるため、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

10ページを御覧ください。

第3表、地方債でございます。

電動車整備事業債から、12ページまでになりますが、笠間武道館トイレ改修事業債までの31件につきまして、それぞれ限度額などを設定するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて、事項別明細書にて御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

1、総括の歳入でございます。

1款市税は、主に給与所得の増による個人市民税所得割の増を見込むなどして、前年度と比較しまして4億819万円増の108億9,446万2,000円としております。

10款地方特例交付金は、国の税制改正に伴う自動車税減収補填特例交付金の改造などにより、前年度と比べ5,384万9,000円の増の1億2,419万9,000円としております。

11款地方交付税は、国の地方財政計画における増額を受け、市税の伸びなどを考慮し、

前年度と比べ2億円増の66億円としております。

15款国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金や防災安全交付金（通学路交通安全対策）の増などがありますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減などにより、前年度と比べ2億5,115万4,000円の減、61億54万3,000円としております。

16款県支出金は、道路改良工事等県負担金の皆減や県土地改良事業補助金の減などがありますが、小学校の給食無償化に伴う給食費負担軽減交付金の改造などにより、前年度と比べ2億1,883万7,000円の増、31億2,404万7,000円としております。

15ページを御覧ください。

21款諸収入は、事業勘定によるデジタル基盤改革支援補助金（標準化・共通化）の皆減や小学校給食費の減などにより、3億690万7,000円減の6億2,288万2,000円としております。

22款市債は、北川根小学校の長寿命化や友部中学校、岩間中学校の屋内運動場空調整備の完了などによる減の一方で、市民体育館空調整備事業債や通学路の交通安全対策に活用する幹線道路整備事業債（防災安全交付金）などにより、市債全体では1億2,390万円の増、18億8,980万円としております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

65ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費になります。そのうち、68ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、70ページ下段を御覧ください。市内の企業立地を促すため、企業立地促進事業補助金6,000万円などを計上しております。

73ページを御覧ください。

10目電算管理費でございます。そのうち、次の74ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料において、住民情報システムの標準準拠システムへの移行完了に伴い、ガバメントクラウド使用料2,160万円などを計上しております。

100ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費になります。そのうち、103ページ下段を御覧ください。19節扶助費において、障害福祉サービスの利用に応じて給付する、障害者自立支援給付費31億9,992万円などを計上しております。

110ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になります。そのうち、113ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、保育料の完全無償化に伴い、民間認定こども園運営に対する入園負担金15億3,288万6,000円。次の114ページ上段を御覧ください。保育所に対する入所負担金7億2,571万2,000円などを計上しております。

121ページを御覧ください。

3項生活保護費、2目扶助費、19節扶助費において、生活保護費16億1,319万7,000円を

計上しております。生活保護費を含む社会保障関連経費は、昨年度と比較いたしますと4.8%の増となっております。

129ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費になります。そのうち、130ページになります。18節負担金補助及び交付金において、次の131ページを御覧ください。国道や県道沿線への大型店舗の進出を促すため、汚水処理を行う浄化槽設置に対する補助対象を51人槽以上の大型まで拡充する、合併処理浄化槽設置整備事業補助金5,786万5,000円などを計上しております。

134ページを御覧ください。

2項清掃費、2目塵芥処理費でございます。そのうち、135ページを御覧ください。12節委託料、次の136ページになります。環境センターの延命化に関する調査を行う、環境センター設備改良検討業務委託料2,948万円などを計上しております。

142ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費になります。そのうち、144ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、146ページの上段になります。農作物などへの鳥獣被害軽減を図るため、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動経費やワイヤーメッシュによる防護柵設置などに対して支援を行う、鳥獣被害防止総合対策補助金996万7,000円などを計上しております。

153ページを御覧ください。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費になります。そのうち、次の154ページを御覧ください。18節負担金補助及び交付金において、156ページになります。市内で新たに創業する事業者を支援する、創業支援補助金1,825万円などを計上しております。

157ページを御覧ください。

2項観光費、3目観光施設費になります。そのうち、160ページを御覧ください。12節委託料において、北山公園利用者の利便性向上を図るため、スロープ設置に係る、設計業務委託料1,124万2,000円などを計上しております。

166ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費になります。そのうち、次の167ページを御覧ください。14節工事請負費において、市内の道路改良や舗装修繕、排水整備などのため、道路新設改良工事費1億6,980万円などを計上しております。

4目幹線道路整備費になります。次の168ページを御覧ください。14節工事請負費において、通学路の安全確保のため歩道整備や路側帯のカラー舗装などを実施する、道路新設改良工事費2億3,319万2,000円などを計上しております。

169ページを御覧ください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費になります。そのうち、171ページになります。

14節工事請負費において、かさま歴史交流館井筒屋裏手の広場から大石邸跡まで遊歩道を整備する、広場整備工事費9,779万円などを計上しております。

172ページを御覧ください。

3目公園費になります。そのうち、次の173ページになります。14節工事請負費において、笠間中央公園における災害用マンホールトイレ設置及び公共下水道への接続、総合公園などにおける遊具の改修や更新、友部駅前児童公園及び友部第一児童公園におけるバリアフリー対応トイレへの更新として、公園改修工事費1億1,596万円などを計上しております。

180ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費になります。そのうち、181ページを御覧ください。17節備品購入費において、笠間署の救急車更新など、5,585万3,000円などを計上しております。

184ページを御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、そのうち186ページを御覧ください。12節委託料において、広島で行われる平和記念式典に次世代を担う中学生を派遣する平和大使派遣委託料76万9,000円などを計上しております。

191ページを御覧ください。

2項小学校費、2目教育振興費、次の192ページとなります。17節備品購入費において、児童に1人1台貸与しているタブレット端末の更新費用など、1億9,531万円などを計上しております。

195ページを御覧ください。

3項中学校費、2目教育振興費になります。次の196ページを御覧ください。17節備品購入費において、中学生分のタブレット更新費用などで7,679万9,000円などを計上しております。

197ページを御覧ください。

3目学校建設費になります。14節工事請負費において、岩間中学校の教室など照明をLEDにする、照明改修工事費8,371万2,000円などを計上しております。

212ページを御覧ください。

6項保健体育費、2目体育施設費になります。そのうち、次の213ページを御覧ください。14節工事請負費において、拠点避難所である市民体育館の空調設備設置工事費5億9,032万円などを計上しております。

以上で令和8年度笠間市一般会計予算の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予

算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,300万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れ最高額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明申し上げます。

6 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1 款国民健康保険税13億6,220万7,000円は一般被保険者等の現年課税分及び滞納繰越分の保険税で、前年度比較6,547万2,000円の減額は被保険者数の減少によるものでございます。

4 款県支出金52億8,805万2,000円は保険給付費等交付金で、前年度比較2,547万4,000円の減額は保険給付費のうち、療養給付費に対する普通交付金の減額によるものでございます。

6 款繰入金7億75万9,000円は歳出基準に基づく一般会計及び財政調整基金からの繰入金で、前年度比較1,509万6,000円の増額は主に一般会計繰入金の増額によるものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

2 款保険給付費51億8,929万1,000円は療養給付費や高額療養費等で、前年度比較2,943万1,000円の減額は主に保険給付費のうち、療養給付費の減額によるものでございます。

3 款国民健康保険事業費納付金19億2,793万3,000円は県へ支出する納付金で、前年度比較6,029万2,000円の減額は県算定の減額によるものでございます。

4 款保健事業費9,000万2,000円は特定健康診査等事業費及び人間ドックなど、検診費補助金等で、前年度比較380万9,000円の減額は主に被保険者数の減少に伴う特定健康診査等の委託料の減額によるものでございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,300万円と定めるものでございます。

続いて、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明いたします。

4 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料11億6,691万3,000円は特別徴収及び普通徴収の保険料で、前年度比較1億9,736万2,000円の増額は主に被保険者数の増加に伴うものでございます。

次に、4 款繰入金2億6,407万5,000円は基準に基づく一般会計からの繰入金で、前年度比較2,304万7,000円の増額は県広域連合が算定した保険基盤安定繰入金の増額によるものでございます。

続いて、歳出でございます。

5 ページを御覧願います。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金14億3,129万8,000円は県広域連合へ支出する保険料等の納付金で、被保険者数の増加に伴い、前年度比較2億2,040万9,000円の増額となるものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,100万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第3条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

続きまして、事項別明細書総括により、主なものを御説明申し上げます。

7 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1 款保険料18億577万7,000円につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比較9,690万5,000円の増額は、被保険者数の増加を見込んだものでございます。

3 款国庫支出金17億3,185万円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する国の負担金及び補助金でございます。

4 款支払基金交付金20億7,528万4,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の介護納付金に係る支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金11億5,902万9,000円は、介護保険法の定めによる介護給付費及び地域支援事業費に対する県の負担金及び補助金でございます。

7 款繰入金12億9,408万6,000円は、介護給付費及び地域支援事業費、人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8 ページを御覧願います。

1 款総務費 2 億3,600万円は、介護保険制度の運営に係る人件費及び事務費でございます。

2 款保険給付費75億750万2,000円は在宅や施設における介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費で、前年度比較3,112万3,000円の増額はサービス利用者数及び1人当たり利用料それぞれの増加によるものでございます。

4 款地域支援事業費 3 億1,412万3,000円は、介護予防生活支援サービス事業費や包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、任意事業費等でございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,900万円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書総括により御説明いたします。

5 ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1 款サービス収入1,800万円につきましては、介護予防給付のケアプラン作成手数料について、国保連合会より収入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

6 ページを御覧願います。

1 款総務費1,023万6,000円は、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアプランを作成するケアマネジャー等の人件費でございます。

2 款サービス事業費841万3,000円は、市が委託する居宅介護支援事業所に対して支出する介護予防ケアプラン作成に係る委託料でございます。

以上で議案第24号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 次に、市立病院事務局長鈴木昭彦君。

〔市立病院事務局長 鈴木昭彦君登壇〕

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、年間患者数では入院を延べ9,855人、外来を延べ2万4,341人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を101人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出ですが、収益的収入及び支出の予定額は、収入の1款病院

事業収益の総額を9億4,608万5,000円とし、内訳といたしまして、1項医業収益8億6,598万4,000円は主に入院収益、外来収益で、2項医業外収益8,009万8,000円は他会計負担金及び補助金などを計上するものでございます。

支出の1款病院事業費用の総額を10億7,300万3,000円とし、1項医業費用10億1,168万円は、給与費や材料費、経費、減価償却費などを計上するものでございます。

2項医業外費用5,831万9,000円は、病児保育運営費や地域医療センターかさま施設管理費などを計上するものでございます。

第4条、資本的収入及び支出ですが、資本的収入及び支出の予定額は、収入の1款資本的収入を2,455万1,000円とし、内訳といたしまして、1項出資金に同額を計上するものでございます。

また、支出の1款資本的支出を4,910万1,000円とし、内訳といたしましては、1項企業債償還金に同額を計上するものでございます。

第5条、一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第8条、他会計からの補助金ですが、他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したものでございます。

3ページを御覧ください。

第9条は、たな卸資産の購入限度額を1億4,405万6,000円と定めるものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 続いて、上下水道部長植本純平君。

〔上下水道部長 植本純平君登壇〕

○上下水道部長（植本純平君） 議案第26号 令和8年度笠間市水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条は、業務の予定量を、記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、1款水道事業収益は18億1,582万2,000円で、その内訳の主なものといたしまして、1項営業収益16億5,905万5,000円は水道料金及び加入金を、2項営業外収益1億5,622万3,000円は長期前受金戻入及び雑収益を計上したものでございます。

次に、右側の列の支出でございます。1款水道事業費用は17億8,894万4,000円で、その内訳の主なものといたしまして、1項営業費用16億9,321万3,000円は水道水の供給費用や県水の受水費及び減価償却費を、2項営業外費用8,032万7,000円は企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。

なお、4項に、予備費として1,500万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、こちらの内容につきましては、2ページを御覧ください。初めに、収入でございますが、1款資本的収入は3億3,538万8,000円で、その内容の主なものといたしまして、1項企業債3億2,000万円は老朽管の更新工事及び愛宕配水池更新の設計委託に充当するための借入額を計上したもの、4項国庫補助金1,000万円は愛宕配水池更新設計委託に対する補助金でございます。

次に、右側の列の支出でございますが、1款資本的支出は7億3,475万6,000円で、その内訳の主なものといたしまして、1項建設改良費4億3,001万5,000円は、老朽管の更新やその他新規の配水管の布設工事費を計上したものでございます。

2項は、企業債償還金として3億474万1,000円を計上したものでございます。

第5条、企業債でございますが、老朽管更新事業の限度額を3億円、愛宕配水池更新事業の限度額を2,000万円として、起債の方法、利率及び償還の方法を、記載のとおり定めたものでございます。

第6条は一時借入金 の限度額を1億円と定めるもの、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条、他会計からの補助金は、一般会計からの負担金、補助金を、それぞれ記載のとおりとするものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を600万円と定めるものでございます。

以上で議案第26号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 令和8年度笠間市工業用水道事業会計の予算について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条は、業務の予定量を、記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入でございますが、1款工業用水道事業収益は3,436万5,000円で、その内訳の主なものは、1項営業収益2,950万4,000円で、工業用水道料金を計上したものでございます。

次に、右側の列、支出でございますが、1款工業用水道事業費用は3,022万4,000円で、その内訳の主なものは、1項営業費用2,821万9,000円で原水及び浄配水費及び減価償却費を計上したもの、また2項営業外費用100万1,000円は消費税を計上したものでございます。

なお、4項に、予備費として100万円を計上しております。

第4条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、また第6条はたな卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上で議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号 令和8年度笠間市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

第2条は、業務の予定量を、記載のとおり定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、初めに収入ですが、1款下水道事業収益は25億1,342万9,000円で、その内訳でございますが、1項営業収益8億8,890万3,000円は、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料が主なものでございます。

2項営業外収益16億2,452万6,000円は、一般会計からの補助金及び長期前受金戻入が主なものでございます。

次に、右側の支出でございます。

1款下水道事業費用は25億1,342万9,000円で、その内訳でございますが、1項営業費用は23億107万8,000円で、公共下水道の処理場やポンプ場、また農業集落排水処理施設の修繕費や動力費などの維持修繕費及び減価償却費を計上したものでございます。

2項営業外費用2億215万は、企業債の利息及び消費税を計上したものでございます。

なお、4項に、予備費として1,000万円を計上しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるもので、内容につきましては、2ページを御覧ください。初めに、収入でございますが、1款資本的収入は13億2,507万2,000円で、その内訳でございますが、1項企業債10億1,700万円は、公共下水道管路敷設工事や農業集落排水処理施設更新工事等の事業費に充当するための下水道事業債及び資本費平準化債を計上したものでございます。

2項一般会計出資金1億1,015万8,000円は、主に企業債元金償還の財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

3項工事負担金3,767万3,000円は、主に受益者からの負担金収入を計上したものの、また4項国庫補助金1億5,639万1,000円及び5項県補助金385万円は、公共下水道及び農業集落排水の整備事業費に対する国県からの補助金を計上したものでございます。

次に、右側の支出でございます。

1款資本的支出は19億9,061万5,000円で、その内訳でございますが、1項建設改良費5億5,166万4,000円は経年劣化による下水道管路のカメラ調査委託費及び不明水解析業務のための委託料、また下水道管路老朽化に伴う管路更新工事費が主なものでございます。

2項企業債償還金14億3,895万1,000円は、企業債の元金償還金でございます。

第5条、企業債でございますが、公共下水道及び農業集落排水の建設改良費や、これまでの借入金の一部を施設の償却期間に合わせて繰延べするため、資本費平準化債について

起債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法を、記載のとおり定めるものでございます。

3 ページを御覧ください。

第6条は一時借入金の限度額を8億円と定めるもの、第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、また第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金は一般会計からの負担金、補助金及び出資金の額を、それぞれ記載のとおり決定するものでございます。

以上で議案第28号の説明を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、2月27日午後3時に開会いたします。

なお、27日は、本会議の前に午前10時から総務企画委員会と予算決算委員会の各分科会を開催いたし、その後、午後2時から予算決算委員会の全体会を開催いたしますので、お間違いのないよう御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 石 井 栄

署 名 議 員 飯 田 正 憲